

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会（第2回）

議事録

日時：令和2年9月28日（月）15：00～17：00

場所：AP日本橋 会議室F（WEB会議）

○環境省（尾崎）

定刻となりましたので、ただいまより「第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。事務局を務めます環境省動物愛護管理室の尾崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、幾つか注意事項などがございますので、私から説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を中心に、お願い事項が幾つかございます。マスクの着用をお願いいたします。ソーシャルディスタンスの確保のため、席の間を離れた配置としていますが、携帯電話の使用や会話はお控えください。検討会終了後、3つの密の状態が発生しないよう、会場からは速やかな退席をお願いいたします。

また、一般的なお願い事項として、本日の検討会は、写真撮影は会議の冒頭のみとなります。議事の進行の妨げとなりますため、会議中の写真撮影はお控えください。あわせて、携帯電話の電源もお切りくださいますよう、御協力をお願いいたします。

次に、傍聴についてですが、本日は密状態を避けるために会場での傍聴人数は制限させていただきます。代わりに、本日の会議の様子については、環境省公式YouTubeチャンネルのサブチャンネルでライブ配信を行っております。

従いまして、ライブ配信の傍聴者に分かりやすいように、各委員の皆様におかれましては、御質問や御意見を述べる際は、大変お手数ではありますが、御所属とお名前を都度おっしゃっていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

また、会場にいらっしゃる委員の皆様が御発言される際には、挙手いただければ、マイクランナーが伺います。お手数ですが、御発言の都度マイクをオンにいただき、発言が終わりましたら、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

次に、お手元の配付資料一覧に沿って資料の確認を行います。なお、オンラインで参加の委員の皆様には、事前に事務局から電子媒体を送付させていただきます。また、ライブ配信の傍聴者の皆様におかれましては、環境省の報道発表資料に掲載のリンク先から、本日の会議資料掲載ページに飛ぶことが可能です。

配付資料一覧を読み上げます。出席者名簿、配席図、資料1「ワーキングチーム開催要綱・構成委員名簿」、資料2「ワーキングチームの検討の進め方（案）」、資料3「愛玩動物看護師に求められる役割等についての構成員提出意見」、資料3-1「社会から求められている役

割」、資料3-2「診療の補助等の範囲・看護」、資料3-3「制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇についての留意事項」、資料4「愛玩動物の愛護及び適正飼養分野に関する基本的な考え方」、参考資料といたしまして、参考資料1「診療の補助について」、参考資料2「大学・専修学校における遠隔授業に関する運用について」、参考資料3「構成員提出意見」となっております。

その他、机上配付資料につきましては、配付資料一覧を御覧いただきますよう、お願いいたします。それでは、この後の議事進行につきましては、西村座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○西村座長

皆さん、こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。

議事進行に移る前に、第1回の検討会の際に、第2回検討会で報告するとなっていた座長代理の指名について御報告いたします。座長代理については、検討会の開催要綱では、「3. 構成等」の(5)に「座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する」とあります。

今回の検討会の座長代理は、水越美奈委員にお願いすることにいたしました。水越委員、よろしいでしょうか。

○水越委員

大丈夫です。よろしくお願いいたします。

○西村座長

それでは、水越委員、どうぞよろしくお願いいたします。

第1回検討会の際に、私の方からお願いしました意見提出について、皆様から熱心な内容で書いていただきまして、本当にありがとうございました。全部に目を通させていただきました。全体を束ねて、本日の参考資料3として配付しております。また、数名の構成員から提出を受けた机上配付資料①から⑤についてですが、今回個別の説明時間は設けておりませんので、必要に応じて各自発言を行う際に、適宜触れていただくようお願い申し上げます。

議事(1) ワーキングチームの設置について

それでは、「議事(1) ワーキングチームの設置について」に入ります。

本日の議事ですが、最初に「議事(1) ワーキングチームの設置について」、事務局から御説明いただきたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

○事務局(小高)

環境省の小高でございます。

それでは、「議事（１）ワーキングチームの設置について」、事務局から御説明申し上げます。

まず、資料１「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要綱・構成員名簿」を御覧ください。ワーキングチームにつきましては、本検討会の開催要綱の「３．構成等」にあります通り、（７）で「検討会は、必要に応じてワーキングチームを置くことができる」とされています。また、（８）で「ワーキングチームの構成及び運営等に関し必要な事項は座長が定める」と規定されております。したがって、今回、座長に代わり、事務局でワーキングチームの開催要綱・構成員名簿を作成いたしましたので、御説明します。

資料１ワーキングチーム開催要綱の「１．趣旨」でございますが、本検討会の下に専門的な議論を行う場として、ワーキングチームを設置することが規定されています。具体的な検討事項は２．でございますけれども、大学及び養成所において履修すべき科目、受験資格の特例、国家試験及び予備試験に関すること、そして、その他法の施行に関し必要なことを検討することが規定されています。

「３．構成」の（１）でございますが、今回のワーキングチームの構成員については、別添の通り名簿を作成しております。構成員名簿の御紹介をいたします。

まず、

大阪ペイ動物看護専門学校副校長、青木理子様

日本獣生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授、石岡克己様

公益社団法人 日本愛玩動物協会会長、東海林克彦様

国立大学法人 北海道大学大学院獣医学研究院教授、滝口満喜様

国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授、西村亮平様

日本獣生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授、水越美奈様

こちらの６名をワーキングチームの構成員として挙げさせていただいております。西村亮平様に丸印が付いておりますが、先ほどの開催要綱の「３．構成等」（２）では、「ワーキングチーム座長については、本検討会の座長が務めるものとする」とされておりますので、ワーキングチームの座長につきましても、本検討会の座長でございます西村委員の方に務めさせていただきます。

最後に、「４．公開」でございますが、ワーキングチームの方につきましても、原則公開としまして、資料及び議事録につきましても、会議終了後、ホームページに公表するとなっております。同じように公開の形で行っていくことになっております。

資料１の説明に続きまして、資料２「ワーキングチームの検討の進め方（案）」についても、あわせて御説明いたします。資料２のスケジュール表を御覧ください。第１回検討会の時に、本検討会及びワーキングチームの進め方について、皆様に御意見を頂戴いたしました。その中で、こちらは西村座長から頂いた御意見ですが、ワーキングチームの検討の進め方については、それぞれテーマに応じてメリハリをつけて進めるべきという御指摘を頂きました。

て、今回、ワーキングチームの開催要綱及び名簿について作成を進める中で、御指摘を踏まえて、検討の進め方についても改めて作成をいたしました。

ワーキングチームの進め方ですが、全部で5回の開催になります。第1回目を11月上旬に開催し、最後の第5回目は2月下旬頃を予定しております。

「カリキュラム策定に関する検討事項」の行と、「その他の検討事項」の行がございますが、カリキュラム策定に関するところは、第1回目、第3回目、第5回目を具体的な検討を行う回にしております。第1回目では、カリキュラム到達目標や、大学及び養成所における必要な科目などが議題となります。本検討会で投げかけた考え方に基づいて、作業方針を確認することが主な目的でございます。

その後、策定作業に約2カ月ほどとらせていただきまして、第3回目の検討会報告書(案)へのインプット確認の際に、2カ月間の作業のアウトプットを出すこととなります。最終的には、検討会報告書のインプットの確認、その後に様々な御意見をいただき、修正等が行われて、最後、第5回目に検討会報告書(案)として取りまとめられることとなります。

その他の検討事項についてですが、主に第2回と第4回にその他の検討事項ということと議論をする時間があります。主に受験資格の特例の部分を議論いたします。

第2回の部分については、現任者の実務経験の換算方法や証明方法についての御意見を伺う機会があり、第4回では、主に既卒者・在学者の特例、そして、既卒者・在学者・現任者全てに関わりますが、講習会の内容を意見交換させていただいて、第5回の報告書(案)の中に取り込むという形になります。第5回で取りまとめた報告書(案)を3月の第4回として予定されております本検討会に投げて、そこで最終的な御議論をいただくという進め方を考えております。資料1と資料2の御説明は以上になります。

○西村座長

ありがとうございました。

資料1の説明にあった通りでございますが、カリキュラム策定の実績等を考慮して、このようなメンバーを挙げさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

資料2の「ワーキングチームの検討の進め方(案)」については、委員の皆様の御質問や御意見をまず伺いたいと思います。御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

○境委員

日本獣医師会の境でございます。資料2のその他の検討事項の第2回のところに、受験資格の特例(現任者)という項目がありまして、現任者の範囲や実務経験の換算方法、証明方法などと書いてございます。これはやはり小動物の臨床現場の実態や関係者の意見を聞いて、判断すべき内容ではないかと思っておりますので、失礼ですが、ワーキングチームの構成員は大学や養成所の先生方が中心となっておりますが、むしろカリキュラム検討委員会で検討した方が良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○西村座長

この点について、他に御意見はございますか。

○横田委員

日本動物看護職協会の横田です。ワーキングチームにつきましては、教育者というところで、職能団体である本協会からは入っておりませんが、先ほど境先生からもありました通り、現任者につきましては、当方も実務経験など、これまで長い間動物看護師はいろいろところで社会保険等が整っていないなど、動物診療施設などもそのような書類等の提出が難しいというところもありますので、ぜひとも職能団体の方の御意見も聞いていただきたいと思っております。

○西村座長

他にはございますか。

○佐伯委員

日本小動物獣医師会の佐伯です。同様の流れの意見ですが、やはりワーキングチームの構成を拝見いたしますと、教育関係が主ということが気になります。私どもの会の会員からは、今までの過程で十分に臨床現場からの意見を吸い上げられていないという不満の声を多く聞いています。また、今回の新型コロナの問題もありまして、法律ができた後も説明の時間がほとんどない状況で、非常に不信感が募っている状況でございます。そのような中で、現任者の取り扱いについては、とても慎重を要するところがあります。

そのため、3月末まで、この親委員会への報告もないスケジュールが組まれていますが、やはり中間のどこかで報告いただいて、この親委員会の意見も反映する形をとっていただくことを御検討いただきたいと思います。以上です。

○西村座長

他にこの点について御意見はございますか。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。専門学校の方としましても、委員を1名入れていただきましたことに、大変感謝を申し上げるところですが、教員要件等も検討されていくということになりますので、ぜひこの検討会から、もしくは、参考意見としてでも意見徴集して頂けるような環境を作っていただくことができればと思っております。

○西村座長

他はよろしいでしょうか。

このワーキングチームの進め方ですが、具体的な意見聴取の方法については、第1回のワーキングチームで決めることになっております。かつ、現時点では、書面を用いまして広く御意見を伺うということを想定しておりますので、御意見はそういう形で寄せていただき、ワーキングチームだけで決めるというわけではなく、広く御意見を伺った上で、決めていくという進め方をしたいと思っております。その点の懸念は御心配ならなくても大丈夫かなと考えております。他にございますでしょうか。

○川田委員

動物病院協会の川田です。このワーキングチームの内容とメンバーは、今回の検討会で出てきたものかと思いますが、どういった方々で相談されたのか、もしくは座長の一任で決められたのか、その辺を教えてくださいたいです。

○西村座長

はい、これは事務局と座長の方で、広く候補者を考えまして、決めさせていただきました。他に御質問等はございますでしょうか。

○太田委員 28：00

Team HOPE の代表の太田です。今、先生がおっしゃったようにワーキングチームを中心に5回でまとめなければならないので、おそらく迅速に進めなければいけないと思います。そのためには、必ず委員全員に情報を共有していただいて、さまざまな意見を取り上げていただけるということでしょうか。

○西村座長

先ほど事務局から説明がありましたように、ワーキングチームは公開されますので、全員の方がほぼリアルタイムで知っていただくことは可能かと思えます。

○太田委員

分かりました。では、よろしく願いいたします。

○西村座長

他にいかがでしょうか。なければ、資料2ワーキングチームの検討の進め方については、幾つか御意見をいただきましたので、御意見を踏まえた修正があるかもしれませんが、その辺は座長に一任ということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

議事（2）愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について

それでは、次に「議事（２）愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能について」に入っていきたいと思いますが、議事に入る前に私の方からコメントをさせていただきます。参考資料の53ページを御覧ください。

松永委員の御意見ですが、松永委員は農林水産省の審議会でも御一緒させていただいている方です。今回の会には、獣医師と看護師関係以外の、いわゆる外部の方が2人、松永委員と浅野委員が入っておられます。最初の第1回目の時にも話がありましたが、今回の検討においては社会がどう見ているのかがとても重要なポイントだと思います。やはり、獣医師や看護師だけで話をしていると、そこだけの世界の話になるので、社会から見ると一体何をやっているのかということになる恐れがありますので、外部の方々の御意見をいただいてという構成になっていると理解しております。

松永委員の書かれていることに、確かにそうだなと思いました。重要なポイントなので読ませていただきます。

診療の補助の範囲をどうするかに議論が傾きがちですが、まずは、チーム獣医療の中での役割、「獣医師には果たせず獣医療補助者にもできず、愛玩動物看護師のみが果たせる使命、業務、責務」が何であるかを明確にすべきであると考えます。そうでないと、愛玩動物看護師が単なる獣医師の補助者、サブとしてしか社会に位置付けられず、専門職としての地位確立を果たせなくなり、長期的には優秀な人材も集まりません。

診療の技術においては獣医師が行うものの一部を愛玩動物看護師も行えるという整理にしかなりえません。しかし、人における看護師の役割を参考にして考えると、「獣医師には果たせず一般補助者にもできず、愛玩動物看護師のみが果たせる使命、業務、責務」があるはずで、専門の先生方のしっかりとした議論をお聞きしたいところです。

これを読んでいて、確かに、その通りだと思いました。社会から見て、愛玩動物看護師が法律化されて国家資格になるという時に、何のためにその法律を作ったのかというところをしっかりと考えていく必要があります。獣医師の安いスペアとして考えるのではなく、愛玩動物看護師ならではのところの考え方がすごく重要だと思います。

議事（２）は、まさしくその点をどうするのかということに関わってくると思いますが、社会の意見はこういうことだということを念頭に置きながら、考えていっていただきたいと思います。

もう1つは、大分戻りまして、最初の方の参考資料1ページ、浅野委員からの御意見で、浅野先生は弁護士なので、法律家としての御意見を書かれています。法をどうやって守っていくのか。法律に書かれていることをどうやって守っていくのかということの基本的な考え方が書かれていると思いますので、こういう議論をする時にも、法律をいかに守っていくのか、法に書かれたことをどのように実現していくかということも非常に重要だと、読んでいて思いました。

ですから、この点も頭に入れながら、これからの議論を進めていただきたいと思いますが、それでは、議事（２）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（小高）

環境省の小高でございます。議事（２）ですが、関連する資料は資料３と資料４になります。

まず、資料４の「愛玩動物の愛護及び適正飼養分野に関する基本的な考え方について」、環境省から御説明をさせていただいた上で、御質問や御意見をいただいた後に、資料３は、３-１から３-３までございますが、農林水産省及び環境省から御説明をして、それぞれの短冊ごとに御質問や御意見をいただきながら、進めさせていただきます。

それでは、資料４につきましては、動物愛護管理室長の長田の方から御説明いたします。

○環境省（長田）

それでは、資料４を御覧ください。愛玩動物の愛護及び適正飼養分野に関する基本的な考え方でございます。

先ほど御説明をいたしました各先生方から御提出をいただきました愛玩動物看護師に期待する役割等も踏まえまして、こちらの方で愛玩動物看護師の業務のうち、法律の文言をそのまま引用しますと愛護及び適正飼養に係る分野において、どのような役割が期待されているかを整理したものでございます。

まず、現行の大学や専修学校において、動物看護師を目指している方の多くのカリキュラムは、応用動物看護学の大きなくくりの中に位置付けられておりまして、その中に人間動物関係学や動物福祉・倫理、動物行動学、伴侶動物学など様々な分野が含まれております。これらについて、改めて新たな法の制定を受けて、愛護及び適正飼養分野として再整理をしていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

愛玩動物の適正飼養と申しました時に、今、社会的ニーズは非常に多様化しているということもございます。例えば、災害発生時のペット連れの同行避難への対応、それから動物介在教育・活動、様々なものがございます。それから、病気の個体以外も含めた栄養管理やグルーミング等の日常の管理、それから、しつけなどといったものについて、カリキュラムとして体系化を図っていくことが重要ではないかということでございます。

また、動物取扱業の指導監督、それから、一般の家庭も含めた、生活環境保全の支障の防止といった活動においては、行政が重要な役割を果たしていかなければならないわけですが、法律上も動物愛護管理担当職員を都道府県、政令指定都市、それから中核市等が配置することになっております。こういった公務員愛玩動物看護師の職域の確立、拡充も期待されるところでございます。

こういった点を踏まえまして、愛護及び適正飼養分野について、体系的に理解し、整理をして、社会に還元していくことを考えますと、例えば、動物愛護管理法という法制度、さらには自然環境保全等を含む多様な動物を取り巻く知識や経験、それから技術的能力を身につけることによって、人と動物が共生する社会の実現に寄与することが期待されます。

活動の現場としましても、動物医療の分野、すなわち、動物病院が中心だった職域について、他の動物関連産業分野、ここでは例示として、ペットショップ、動物保険、コンサルタントを挙げておりますが、こういったところの質の向上が図られることも重要であると考えております。

動物愛護管理法の中で、動物取扱責任者の役割や動物取扱業が遵守すべき基準については措置をされておりますが、動物について深い知識を持った職員がこういった分野、あるいは、ブリーダーやペットホテル等も含めて、活躍していくことによって、事業の適正化自体が主体的に図られることにも、非常に重要な意味があるのではないかと考えております。以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。前回の時にもお配りした資料にもありますが、愛玩動物看護師の業務範囲の考え方のところで、1つは診療の補助、1つは看護、それから、1つは動物の愛護及び適正飼養に関する業務の中の、ここは3つ目のところのお話になります。

いろいろな資料を読んだり、いろいろな方の御意見を聞いたりしているうちに、最初は、この部分は看護師でなくてもできる部分ではあるので、そんなに深く考えなくても良いのではと思っていましたが、松永委員の意見を踏まえて考えてみると、やはりこの部分はすごく重要だと思い直しました。他の人でもできますが、やはり愛玩動物看護師はリーダーというか、プロフェッショナルというか、社会に対してそのように振る舞って欲しいという意図なのだろうと理解できました。国家資格化した時に、社会から愛玩動物看護師の仕事はすごいねと認められるようになるためには、非常に重要な部分だということが、だんだん理解できるようになりました。

その辺を踏まえまして、ただいまの説明について御質問や御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。全く今の座長のお話と同感するところですが、2つ目の丸のところでございますグルーミングをはじめとした日常の管理やしつけ等についてのところで、グルーミングに関しては、今日本ではトリマーと呼ばれる職種がございます。世界ではグルーマーと呼ばれています。しつけに関しては、ドッグトレーナーもしくはしつけアドバイザーという方々もいらっしゃるというところで、その職種とのすみ分けがあった方が良いのではと思います。

ただ、愛玩動物看護師が動物病院においてグルーミングを行う、またパピートレーニング等のしつけを行うことはとても意義がありますので、到達目標をしっかりと見極めながら、カリキュラム作成を進めていただくことができればと思います。よろしくお願ひいたします。

○西村座長

今の点について何かございますか。恐らく、グルーミングということでは、グルーマーがプロですから、そういう方をお願いするところはあるのですが、看護師さんにもう少しグルーミングした方が良いよとか飼い主にアドバイスしてもらい、そういう立場での活躍を期待するという意味合いで良いのではと思っております。

○下菌委員

発言に少し言葉が足らなかったようで失礼しました。今高齢動物も増えていきますし、疾病を抱えた動物に対するグルーミング、衛生管理は、愛玩動物看護師が担っていただくことがベストだと思っておりますので、到達目標をどこにおくのか、グルーマーもしくは日本で言うトリマーは、美しさや可愛さを最大に迫りサービスを提供するものだと思いますので、そこの違いを見極めながらカリキュラムを作っていただければと考えております。

○西村座長

かしこまりました。貴重な御意見をありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○東海林委員

日本愛玩動物協会の東海林と申します。適正飼養の範囲の考え方について、コメントを言わせていただきます。

先ほどから西村座長がおっしゃっている通り、実は適正飼養の分野は意外と重要な位置付けを占めてくるのではと思っております。獣医師、それから今回作ろうとしている愛玩動物看護師、専門職ではありますが、いわゆる愛玩動物看護師が世の中にとって欠かせない存在と言いますか、アイデンティティを確立するためには、やはり適正飼養を含めた形でのジェネラリストになる。専門職でありながら、ジェネラリストになるということが重要ではないかと思っております。

そういった意味で、今ペットの業界、ペットを取りまく状況がどのように変わっているかと言いますと、前回も言わせていただいたかもしれませんが、医食住に加えて遊ぶというところ、学ぶというところ、それから産の産業界というところで、医食住学遊産といったところまで、幅広く広がってきているのではないかという印象を受けています。

今日、お手元に私どもの協会で作りましたテキストをお持ちさせていただきましたが、「犬と猫との暮らしの教科書」というタイトルで、一部の動物専門学校では教科書、副教材として既に使い始めておられますが、この中の目次を見ていただくと分かると思います。いわゆる獣医療的などから食事や住まい、ケアの話、遊びやコミュニケーションの話、それから災害の話がありましたがりスク管理の話まで、非常に幅広いものになっております。非常に小さいのですが、325 ページ目の右下の方に、産業界、ペット関連分野の拡大を非常に簡潔に表していますが、先ほど申し上げましたように医療だけにとどまらず、食べること、

住まうこと、それから学ぶことや遊ぶこと、それから、業界関連というところでかなり広がってきていると思います。

そういった意味では、適正飼養もどんどん変わってきていまして、人間の方で言う家政学、生活環境学と言いましょか、つまりペットの家政学、ペットの生活環境学というところが実は大事になってきています。愛玩動物看護師がジェネラリストとして、自分たちの存在意義を世の中に対して発揮していくためには、非常に重要になってきていると思います。

目を転じて考えているのは、愛玩動物看護師を英訳するとしたら、看護の部分で何と訳せるのかなと考えますが、nursery だけではなくて、tutor であつたり、mentor であつたり、adviser であつたり、instructor であつたり、concierge であつたり、多分いろいろな言い方をしないと表せないのではないかと思います。

そういった意味で、資料4のところ、4つ目の丸のところ、そういう暮らし、生活環境、人とペットが共生するための暮らし作り、環境作りといったところをもう少し強めていただいた方が良く思っております。

それでいて初めて人と動物が共生する社会の実現ができると思いますので、例えば、自然環境保全分野を加えていますが、これの他に人と動物が共生する環境作りや、ライフスタイル作りなどの分野も1つ認識しておいた方が良くないかと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。この本を読ませていただきましたが、本当によくできていますね。しかも、この本は安いので、獣医の学生にも読ませたいと思いました。イラストも多く、本当に分かりやすく書いてあります。今、大変貴重な御意見をいただきましたので、これを踏まえて、履修内容をどうするかというところに入っていきますので、一部必要な部分は修正させていただくということによろしいでしょうか。

この点について、他に御意見ございますでしょうか。

○近江委員

日本獣医生命科学大学の近江でございます。同じようなコメントになりますが、愛護及び適正飼養分野というのは、これからも社会の中で重要な位置を占めてくると思っております。

特に3番目のところに記載されております動物愛護管理の行政分野において、指導的立場を有する動物愛護管理担当職員、この公務員の職域というのは、今回私の意見でも出しましたけれども、日本動物保健看護系大学協会の全大学に同じように意見聴取を行いまして、その中にもこの分野に学生の職域、就職、活躍の場が必要ではないかという意見もございましたので、御紹介させていただきました。

○西村座長

ありがとうございます。国家資格化されれば、活躍できる場は確実に増えていくと思いま

すので、今までの獣医療だけではないところで御活躍していただけるのではないかと思います。

そのためには、教育システムをしっかりと考えて作っていかなければならないというところはありますが、とても重要な分野であることは間違いないと思います。

○桜井委員

日本動物看護学会の桜井です。先ほど東海林先生もお話された通り、愛護及び適正飼養の分野で、例えば、動物看護師が訪問看護できて、私の意見書の中では、それは技術的な、獣医療的なものを若干伴うようなものも出したのですが、それで例えば、対費用が発生するというような形のことで、法律違反に問われないような業務を自立できるかがかなりポイントではないかと思っております。

その部分も、特に看護職協会様にもそういう分野をどのように設定していく、また、作っていくような人材が育っていけるのかがポイントになるかと思っております。

○西村座長

その点はあまり考えておりませんが、看護師が獣医師の指示のもとで飼い主のお宅に行って、獣医療的なことをするということですね。それが法律の範囲に入るかどうか。その辺は、法的な解釈的にはどうなのでしょう。事務局、お答えがありますか。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元と申します。訪問獣医療サービスのようなものだと思いますが、まず、1点考えておかないといけないのが、今獣医師法の第18条で、一定の薬の処方方は獣医師が自ら診察して行わなければならないというところがございますので、全く診たことがない患者さんを診てきてくださいと、愛玩動物看護師に指示をして、獣医療行為を行わせることについては、少し事象との整理が必要だと考えております。

一方、診療行為ではないものについて、例えば、人間のようなデイケアサービスのようなものなどについては、今需要があるかどうかは分かりませんが、そういったものは獣医師法に抵触するものではないのではないかと思っております。

○西村座長

環境省の方は何かございますか。

○環境省（長田）

まず、整理学としましては、大きな範囲で獣医療に入るか入らないかがあった上で、獣医療の補助にどこまでの行為が含まれるかということがあろうかと思いますが、獣医療以外の部分で、ペットを飼養している方のお宅に、愛玩動物看護師が行って、飼養に関する何ら

かのサポートをするというのは十分考えられると思っております。例えば、もともと動物愛護管理法の中では、保管業というものがございしますが、保管業というのも、ペットシッターのように、飼養されている方のお宅に職員が行って、お世話をするというのも実際にはございすし、様々な形態が考えられると思えます。

今は、お散歩の代行サービスなどのような業態もございしますが、より高い専門的な知識を要するような状況の中で、飼い主のもとに愛玩動物看護師が出向いて、動物のケアについて直接ケアをしたり、あるいは、飼い主自らがケアをすることについての指導をしたりということは、十分に今後の活躍の範囲として想定しうると思っております。

もちろんこれは言うまでもなく獣医療の外の世界になりますと、業務独占はかけられませんが、国家資格を有している方は一定以上の知識やスキルを持っているということがカリキュラムの中で達成できれば、大きな社会的な役割を果たせるのではないかと思います。

○西村座長

これは、例えば、診療の補助という、これから決まってくると思えますが、それを病院内で行うか、飼い主さんのお宅で行うかということに関しては、区切りというのではないと考えていいのでしょうか。それとも、獣医師が横にいないという、指示の出し方にかかってくるのでしょうか。

○農林水産省（中元）

それは先ほど18条の規定のお話をさせていただきましたが、後でも出てきます獣医師の指示のあり方のところでも似たような御意見をいただいておりますので、そういったものを含めての整理になっていくのかなと思っております。

○西村座長

分かりました。ありがとうございます。後でまた、その点は整理がつくかもしれません。他に御意見はございますでしょうか。

○松永委員

科学ライターの松永でございます。先ほど座長が御紹介くださいましたが、愛護や適正飼養分野も含めて、非常に重要な業務を愛玩動物看護師が持つようになってきていると考えておりますので、この内容を、愛玩動物看護師でないとできないことと、一般補助者の方もできることというところを、もう少し仕分ける必要があるという印象を持っています。

具体的には、2つ目の項目です。動物介在教育、それから、動物介在活動の2つですが、動物と共に人に関わること、学校教育や高齢者施設ということで、人に関わる内容になると考えております。

ボランティアで熱心にされている方々がいるとお聞きしています。ただ、ボランティアと

職業として行うことは、社会の見る目が全く変わってきますので、前回の業務範囲の考え方という形の資料で公にされると、ボランティアではなくて、この方たちは職業として責任を持って行ってくださるといふふうに社会は受け止めるのだらうと思います。

今の民間の認定資格のカリキュラムを見ると、人に関わる学校教育についての学びや、それから、人の介護に関する学びをするようなカリキュラムがどの程度あるのかと思うと、現状では、そこまでしておられません。ボランティアでする限りにおいてはそこまでは望めないと思いますが、職務として、項目として立てられると、それなりのカリキュラムを社会は要求してきますし、それなりに高度なものと、そして責任も持つと社会は考えるので、そういう観点から、もう少し前回の資料も含めて、看護師、補助者の方々がどういう責任を持って、何ができるのかというところを整理した上で、カリキュラム作成を行っていただくと良いなと思います。

○西村座長

ありがとうございます。確かにおっしゃる通りのところはあると思います。カリキュラム、時間数にも限りがありますので、どこをどのように入れるかにも関わってくると思いますが、可能であれば、こういうところもできるだけ入れていきますが、あまり無理して、あれもこれもとって、どれも薄くなってしまふのもまずいというところですね。その辺も考慮しながら、特にワーキングチームでは決めていく必要があるかもしれませんし、場合によっては、ワーキングチームでは、これは無理というような意見も出てくる可能性もないわけではないかもしれませんので、柔軟に考えていく必要があると思いました。

○加隈委員

帝京科学大学の加隈です。基本的なところでは、ペットに関する業界の底上げとして、動物看護師が国家資格として活躍されていくことを大変期待しているところではありますが、動物看護師の中でも、現任者と有資格者が出てくる中で、現任者の資格のない方たちが働き続けるということで、その方たちも活躍していけるかということをおお切にする考え方もあると思って資料を拝見していました。そのことは、この場には、動物看護師、獣医師以外のペット業界の方というのがあまりいらっしゃらないかもしれないと思った時に、ペット業界はそれはそれで問題もありますが、先ほど東海林先生のお話にもありましたが、生活を支える役割を担っている職もたくさんあるというのも、実際のところだと思います。

先ほど他の先生方からのお話もありましたが、普通に人と動物が生活していく中で、動物側の生活をよりサポートするためには、人間の子供や人間が生活する中にも教育があったり、美容があったりというところを、やはり動物に関しても、全てを動物看護師がプロとして担うというのは恐らく難しいので、動物看護師の中で、その分野をどんどん専門化する方たちが出てくるのはそれはそれで1つの形だと思います。しかし、例えば、しつけやグルーミングもそうですが、先ほどお話に出ていた介在活動などに関しては、現状を踏まえてみま

すと、限られた時間の中でどこまで養成校でのカリキュラムに入れられるかという、恐らく全部を行うことができない中では、この後のお話でもあるかと思いますが、まずは医療に関する部分をきちんと押さえるということだと思っております。それ以外の部分に関しては基本的なところまではきちんと学んでいただければとは思いますが、その部分をもっと深める場合は、別の職ということで成り立っていけば良いのかなと思っています。制限を加えるというわけではありませんが、カリキュラムの中の重みとしては、御意見の中にもありましたが、半分ぐらいは獣医療に関することをまずきちんと押さえた上での、基本的な知識として人間の社会の中での動物ということについて学んでいただく。そして、その中での行動学やしつけというぐらいの位置付けの方が、現実的には一番良いのかなと思えました。

獣医師も、今までは全てに関して、本来であれば知っていなければいけないというか、それが期待される場所ではありますが、やはり皆様専門毎に深めていらっしゃると思いますので、動物看護師もそういう形があるかと思っております。動物看護師であれば、これはできるという最低ラインをはっきりさせておく必要があると思えました。

今、御指摘もありましたが、人間と関わる部分が、もしかしたら獣医師以上に動物看護師の1つの役割として特徴付けられるのかなと思えました。飼い主の心理やそういう部分は、今のカリキュラムではあまり多くない部分だと思いますので、そこもやはり専門家が別に必要なケースも出てくると思いますが、人間側を学ぶカリキュラムは入れていただいた方がいいと思えました。

○西村座長

他に何か御意見はございますか。

○川田委員

動物病院協会の川田です。動物病院の側、あるいは臨床獣医師として、この会議に参加させていただいておりますが、正直なところ少し戸惑っています。この愛玩動物の愛護及び適正飼養分野に関する考え方には、100%賛同いたしますし、動物病院だけでなく、動物を飼育する、あるいはペットショップを含めた動物関連のものがより良くなっていき、社会にとって良くなる形になるということに関しては、全く反対はなく、完璧に賛成です。しかし僕は愛玩動物看護師の会議で参加させていただいておりますので、最初にこの話が出てくることに、非常に戸惑っています。動物病院の側で働いてますと、動物看護師がどこまでやってよくて、何をしてはいけないのかということに、ずっと何十年も関わってきましたので、今の飼養管理は別の名前の資格試験の話だと分かるのですが、動物看護師の話題としては、必要ではあるけれども、中心的な話題になるのかというのが疑問の部分です。その辺りはどうなのでしょう。

○環境省（長田）

議論の順番は、むしろ専門的な議論をたくさんしなければならぬ獣医療の補助に時間を割こうということで、先にこちらを片付けようということで先にこちらをさせていただきましたが、たくさん意見をいただいているのは大変ありがたいと思っております。

今まで多くの先生方からいただきました御指摘についてですが、全て共通すると思っております。一定の範囲について、必要な知識を修めたジェネラリストになるべきだという観点は、これからの動物愛護管理、動物と人の関係を考える上で重要だろうと思っております。ただ、一方で、それをどこまで深く学ばなければならないかというのは、もちろん履修時間の制約がございますので、今まで民間資格で1,650時間と言われていたものに、あと何時間のせられるのか。その中で、追加していくところに獣医療の補助にどれだけの時間を割くべきか。そして、それ以外の部分にどれだけの時間を割くべきなのか。そして、どうしても修めなければいけないものがあれば、今の民間資格から何かを除かなければならないのか。それとも、諦めるのかということと、先ほどグルーミングのところでも下菌先生から御指摘がありました到達水準を、専門的に深く学ぼうとすれば全く時間が足りないということと言うまでもなく明らかですので、その場合には、ジェネラリストたる愛玩動物看護師は、それぞれの分野について、どこまでの知識や技術を修めるべきなのか。人とのコミュニケーションにつきましても、当然、それを専門に仕事にしておられる方がいらっしゃると思いますので、その水準を獲得しようと思うと、全く時間が足りないということになるかと思っておりますので、当然この議論はこの後御議論いただきます獣医療の補助のお話と密接に関係してくると思っております。

○東海林委員

愛玩動物協会会長の東海林と申します。この看護師法については、協会の中でも、役員同士でいろいろなディスカッションを重ねてまいりましたが、川田先生が言っておられたことと全く同意見の方が最初の頃は多数おられました。私自身もそのように最初の方は思っておりました。

看護師法がどういうスキーム、構成でできるのかと見ていましたが、結果として、国会を通ったのは、医療の補助と適正飼養の2つを行いますということで、業務内容が明定されて、法律が通りました。その時に思ったのは、愛玩動物看護師というワーディングが、内容を表していないのではないかと。適正飼養と動物医療の両方を行いますので、看護師だけでは少し弱いところがある。もしくは、誤解を招きかねないところがあると思いました。

国会のところを私がどうこう言うことはできませんが、私の解釈としては、愛玩動物看護・管理指導師というような名称の資格ができたのだろうと。いろいろな経緯があった結果、それを縮めて、動物医療のところしかやっていないような名称、ワーディングではあります。看護師という名称にせざるを得なかったのだろうと理解しております。この理解で間違いないでしょうか。

○環境省（長田）

全くおっしゃる通りだと思います。数の議論はそれほど重要ではないかもしれませんが、小動物診療の開設届を出している動物病院は1万2,000ございます。動物取扱業は、全国で4万4,000事業所が登録を受けていて、その中にペットショップ等販売業が半分ぐらい、ほかに展示業や保管業が入っています。そして、国民自体は、推計ですが、700万世帯が犬を飼っていて、猫でも600万世帯が飼っていると。必ずしも病気のものだけではなく、様々なところで犬を飼っている人が、いろいろな課題を抱えていたり、社会でも問題を起こしたりすることもあるという中で、幅広く専門的な知識を持った方が、世の中に出ていって、活躍いただくことが、獣医療の世界とあわせて非常に重要ではないかというのが、環境省の考えであり、法律が我々に求めていることではないかと思っております。

○横田委員

日本動物看護職協会の横田です。今度法律になります愛玩動物看護師の業務といたしましては、大きく診療の補助、そして看護、そして愛玩動物の愛護及び適正飼養への支援という、この3本立てと協会としては考えております。

診療の補助に関しましては、これまで大きく動物看護師が担ってきた部分をしっかりと法の中で認めていただくということがまず1つです。また、入院動物等も増え、病気の種類も多様化してきた中で、どういう看護をすることが、より動物医療の向上につながるのかというところを含めて、看護師が担うということが2点目です。

3点目に関しましては、動物の放棄等を減らすという点では、今、動物病院は適正飼養に着手していくべきと思っております。ただ、そこまで広げるのが獣医師の範疇なのかと言いますと、動物看護師は大きく飼い主さんの支援をしていくということ、今日は愛玩動物看護者の倫理綱領も添付させていただきましたが、大きくそのように業務としては考えております。

動物の幸せを願うだけではなく、動物と人と暮らすものの幸せを願うというところにあります。人で言いますところの保健師であるところの動物版というところ、こう言うと、また人医療の方でなかなかそこまでの技量がというところがあるかと思いますが、そこを目指していきたいというところもあります。

飼い主の方々は、初めて動物を飼育する方々も多く、支援がないとなかなか継続的に良い暮らしをしていくことが難しくもあります。飼い主の方に近い立場で出会うのが動物看護師です。そのところで法の中でも、独占ではありませんが、業務として入れていただく。例えば、ドッグショーでのトリミング業務を愛玩動物看護師がするのかと言われますと、しません。ですから、どちらかと言うと、動物の衛生管理上のグルーミングという形になります。しつけという点でも、初期段階ではパピークラスとか、多くの病院でもなさっておりますが、どうしても問題行動が激しいという場合には、トレーナーさんや行動治療の獣医師の先生方を御紹介するなどというような、連携的な部分を多く動物看護師は担っていると

います。

このカリキュラムにも、人とのコミュニケーションや、人の心理、動物を亡くした時に、人は皆悲しみます。そういうところも、どう支えていけるのかなども含めて、今回カリキュラムを制定していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○西村座長

ありがとうございました。まだ、3-1、3-2、3-3とたくさん残っていますので、そろそろこの辺で少しまとめに入りたいと思いますが。

○太田委員

Team HOPE の代表の太田です。様々な御意見を聞いて、よくいろいろなことを考えていらっしゃるのだと思います。開業獣医師として看護職は必須であり、基本的に看護師が獣医療の補佐をすることで動物病院が成り立っていると感じています。そして適正飼養に関しても関わっていただくわけですが、それに関しても動物病院では、現在、当然のこととしてやっていることです。

最初に西村座長が看護師として新たな役割を作っていくとおっしゃいましたが、僕は違うように思います。看護職の活動範囲を新たにするのではなく延長線上で良いのではないかと感じています。現状の獣医師のサポートから看護師のスペシャリストとして成長していただく。そして、その人たちの環境を改善して充実した仕事ができ、動物に関する診療補助、看護、適正飼養を正確にできるのが、愛玩動物の看護師だと思っています。ワーキングチームの先生方には、獣医療をベースとしてカリキュラムを作っていただければ、十分だと思います。もちろん訪問活動やさまざまなリハビリテーションなど全てを獣医療として行い、そこにサポートしていただける人達をしっかりと育てていかなければいけないと思います。

○西村座長

ありがとうございます。

まとめますと、最初に加隈委員が言われた深く行うというところに関しては、看護師についても卒後教育がこれから非常に重要になるのだと思います。獣医者にも卒後教育がかなり盛んに行われるようになってきましたが、卒業したてで何ができるというわけではありませんが、卒後教育を通して、どんどんスキルアップしていくということがあるので、国家試験を受ける時には、ベースの基本的なところは知っておいて、その後にきちんとスキルアップしていくという考え方がすごく重要だと思います。恐らく看護師協会さんやそういうところだけでなく、獣医師関係の学会さんにも御協力を呼び掛けて、社会全体でスキルアップしようというところがこれからの課題になるのではないかと理解しております。

愛護及び適正飼養への支援の部分が看護師として小さくていいのではないかという意見

もありますが、やはり、これは最初にお話したように、法をきちんと読まなければいけないというところだと思います。ここに3つのことが書いてあります。診療補助、看護と適正飼養と書いてあり、そのためにあるということで作られておりますので、法の趣旨に従っていけば、この部分は大きな柱であることは間違いないと思います。これを小さくして、他のことを行うということは、法の趣旨に反するというのが私の理解であります。

御意見を大分頂きましたので、これらも踏まえて、修正させていただくというところで、この件に関してはワーキングチームのところに入って行くということでよろしいでしょうか。あとは座長に一任させていただくということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、資料3-1について、農林水産省から説明をお願いいたします。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元です。資料3-1につきまして、御説明させていただきます。

資料3-1は、愛玩動物看護師が社会から求められている役割について、頂いた主な御意見を整理したものになります。上から順に御説明いたします。

まず、1ポツ目の獣医療分野についてです。①愛玩動物看護師は、様々な業務を高いレベルで実現できることが期待されていることに加えて、②安全第一のサービスを提供することが求められているとされています。また、そのための正確な技術や知識を備えていることが必要であるとされております。

うち、診療の補助につきましては、獣医師の負担軽減、ひいては診療の効率化に繋がるものであることが求められているとされております。さらにその下の看護につきましては、介護を含めたケアの領域の強化が期待されているということと、看護の領域は診療の補助と同等、もしくはそれ以上に大きな役割であり、専門的な知識と技術の習得が求められているとされております。

その下の愛護・適正飼養分野につきましては、先ほどリーダーという話も出ましたが、指導者的役割を愛玩動物看護師は担うことが求められているとされております。

さらにその下、愛玩動物看護師につきましては、飼い主やチーム獣医療のメンバーとコミュニケーションを図っていくことが求められており、そのためのコミュニケーション能力が求められているとされております。

その下のいわゆる業務のバランスの話になりますが、診療の補助及び愛玩動物の看護、いわゆる獣医療の領域になりますが、これらが中核的な仕事となるが、今後、愛玩動物適正飼養分野で担う役割が進展することが望まれるとされております。

最後に、3つの業務につきましては、いずれも密接な関係にあることから、必要かつ十分な知識を学習することが望ましいとされております。構成員の皆様の意見を全部拾ったものではありませんが、主だったものを事務局で整理して、お示しいたしました。以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。今までの議論と大分被るところがあると思いますが、今の説明につきまして、何か御意見や御質問等がございますでしょうか。

○境委員

日本獣医師会の境でございます。先ほどの議論で、愛玩動物看護師の業務をこの3つに分けられるということは、まさにその通りでございますが、診療の補助は後ほどまた議論されると思いますが、特に看護と愛護と適正飼養のところは、私も大変重要だと考えております。

まず、看護の面では、私の意見にも書いておりますように、医療分野では医師以外に多くの国家資格が設けられておりますが、医師と獣医師の数だけ申し上げますと、今、医師は32万7,000人いるということで、そのほとんどが臨床の仕事をされております。獣医師の小動物分野は1万5,000人ですから、20分の1以下ということですので、医療と同じような役割分担という国家資格を作る必要はないのではないかと、現実的ではないと思っております。やはり、そこは獣医師と、今回新たに資格化されます愛玩動物看護師が役割分担をしながら、連携をしていくということにならざるを得ないと考えております。そういった面では、看護の部分でパラメディカル分野で行われている部分を愛玩動物看護師がしっかり担っていくという役割が重要だと考えております。

それから、先ほどの愛護や適正飼養部分ですが、これから少子高齢化の社会が進んでくるわけでありまして、当然、犬や猫もまさしく家族の一員になってきます。獣医師が動物の病院の方で主に診療の業務を中心とする一方、もう一方で、愛玩動物看護師が獣医師の診療の部分も受け持った形で、地域社会全体の人の生活の安定や高齢化社会での安定、あるいは支援、そういったものを人の医療、人の健康、それから動物の健康、そういったものを包括的に担うような役割が期待されるのではないかと考えております。

○西村座長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○佐伯委員

日本小動物獣医師会の佐伯です。座長からもありましたが、先ほどの議論と被る部分が多い項目だと思います。日本小動物獣医師会の理事会の中で私から説明をしましたが、長く動物看護師に関わっている立場からの私の感想や評価としては、今回の愛玩動物看護師というのは、新しい資格ができたと理解してほしいと説明しています。

その中で、先ほども東海林委員からもありましたが、理事の中からは、名称がそもそもおかしいのではないかというお話がありましたが、既に国会を通過しておりますのでという返事をさせていただきました。また、内容としては、獣医療現場だけが活動の場ではないとい

う説明はさせていただいています。当会から出した意見書におきましても、看護の分野に関しては、現任者が担っている部分もある中で、愛玩動物看護師の業務は、それにプラスアルファしていくような業務をいろいろと考えていくべきだろうと考えております。

○西村座長

ありがとうございます。日本語は割とフジャジーなところがありますので、広い意味でとっていただくといいと思います。英語に訳してしまうと少し違うかなというところがあるかもしれません。そういう意味もあり、このような言葉になったという期待をしております。他にございますでしょうか。

○下菌委員

全国動物教育協会の下菌です。診療の一部の話がやはり強く出ますけれども、動物看護師の専門職としての力の発揮どころは、動物看護過程の展開であり、やはり動物看護をととても強く出していくことが必要性としてあると思います。この動物看護過程の展開は比較的最近に出てきた捉え方で、従来は、実際には動物病院の中で、動物看護師が行ってきたことですが、教育として取り込んだのは比較的最近です。言葉が言えない動物たちにとって不利益にならないためには、動物の行動をよく観察して何に困っているのか、問題点が何なのかを抽出してそれを解決するためにはどんな看護が必要なのか、を実践できる動物看護過程の展開ですので、とても大事なことであり、家族の一員という立ち位置になっている愛玩動物達に対する飼育者の希望がここにあるのではないかと思いますので、動物看護過程の展開もしっかりと教育に取り込んでいただくことができればと思っています。

○西村座長

ありがとうございます。人間の看護師は看護がかなり柱になると思いますが、長期入院をする動物はかなり少ないですから、そういう点では、若干、人間の看護師とは役割が違うと思いますので、その分適正飼養というのは看護の延長上にあるのではないかという気がします。その辺を愛玩動物看護師にはぜひ、何回も言いますが、指導者、リーダーとして社会で活躍していただきたいと思います。他にございますでしょうか。では、これに関しては、それほど修正を加えることは必要ないのかなと思いました。

次に、資料3-2について、農林水産省から説明をお願いいたします。

○農林水産省（中元）

資料3-2を説明する前に、座長から指示をいただいております、参考資料1、前回、人の看護師の話が複数の構成員の方から出ましたので、人の看護師の診療の補助がどうなっているのかを簡単に御紹介させていただきます。参考資料1につきましては、厚生労働省が作成をした人の医療における診療の補助の範囲を整理した資料になります。

まず見ていただきたいのが、大きな水色の枠で、医師（医行為）という大きな領域がございます。これが医師にしか行うことが許されていない、いわゆる医行為という領域でございます。では、看護師の診療の補助の範囲はどうなっているのかというと、医師の医行為の中に含まれる形で存在しております。

さらに、看護師の診療の補助の中に、さらに幾つか緑色の点線で医療関係職種を書いておりますが、こういった医療関係職種がいろいろな仕事ができるという規定になっております。これが何かというと、医療関係職種の業務は、もともと診療の補助の範囲であったものを、保助看法の規制の解除をする形で、医療関係職種が行うことができると。本来、診療の補助の中にある行為を、例えば、臨床検査技師であれば、検体採取や採血、超音波検査や心電図などの生理学検査と呼ばれるものなどを行うことができるということになっておりますので、赤の枠で囲われた部分は、看護師の診療の補助の行為でもあるという御理解をしていただければと思います。

続きまして、その外に、診療放射線技師（放射線の照射）と書いてありますが、実は、診療放射線技師の放射性の照射につきましては、看護師の診療の補助の外にある行為になります。つまり、医師か診療放射線技師しかできないという規定になっております。

さらに、この青色の医行為の外側に薬剤師の調剤という行為がございます。調剤は薬剤師の独占業務になります。その下の米印に、医師は、自己の処方箋により自ら調剤することが可能と書いてあります。つまり、薬剤師の独占業務になる調剤は、医師は自分の処方箋で自ら調剤する場合は、薬剤師法に抵触せずにできるという規定になっております。

ここには書かれておりませんが、自己の処方箋により自ら調剤することが可能という規定については、獣医師についても同じような規定が薬剤師法でございます。診療の補助について御議論をいただく参考として、御紹介させていただきました。

戻りまして、資料3-2を御覧ください。資料3-2は、獣医師と愛玩動物看護師の役割分担、つまり診療の補助の範囲について御意見をいただいたものでございます。頂いた御意見を拝見しましたところ、第1回もそうでしたが、診療の補助の範囲につきましては、どれぐらいの行為をその範囲にすべきかどうかで、構成員の意見が分かれておりましたので、その両者の意見を上下に書き分けてお示ししております。時間もございませんので、ポイントだけ申し上げます。

(1) 侵襲性が高く、高度な技術・知識が必要な行為も、診療の補助の範疇とすべきという意見の中には、その理由としまして書かれているのは、愛玩動物看護師の就学期間は人の看護師と同じ3年以上であること。また、獣医師の指示がなければ、診療の補助が行えないことが規定されているので、それが安全性の一定の担保になっているのではないかとといったことを理由として挙げて、高度なことも実施できるのではないかと御意見をいただいております。

次の2ページ目の、逆に侵襲性が高く、高度なものは診療の補助の範疇とすべきではないという御意見につきましては、捉え方になると思いますが、就学期間が3年間に限られてい

るといこと。先ほど申し上げました医療国家資格との整合性、技術取得難易度、失敗した際の動物への障害の可能性、あとは、教育の問題ですが、業務の高度化にはカリキュラムの高度化や資格取得後の研修が必要なことなどを理由に、今の段階ではあまり高度なことは難しいのではないかといい御意見を頂いております。

こういった対立する御意見を並べておりますので、参考にしながら、御意見を頂戴できればと思います。

○西村座長

ありがとうございます。御意見を讀むと、大体半々で、本当に真つ二つに分かれたという印象でした。それでは、御意見はいかがでしょうか。

○浅野委員

弁護士の浅野明子です。前回の議事録を讀んで、訂正させていただきたいところがございます。人の看護師と動物の看護師を比べた時に、人の看護師の場合は、危害の恐れが少ないものはできないと言いましたが、済みませんが、「人の看護師はできる」に訂正させていただきます。

ここをまとめますと、今回、配っていただいた医行為の資料にありますが、このうちいわゆる絶対的な医行為というのは、人の看護師も動物の看護師もできません。そして、看護行為はどちらもできます。その間にあるもので、危害を生ずる恐れがある行為は、人の看護師は医者からの指示があればできるが、動物の看護師は指示があってもできません。

それから危害を生ずる恐れが少ない行為は、人の看護師の方は医者からの指示がなくてもできますが、動物の看護師の方は獣医師からの指示がないとできません。従いまして、全体的に見ると、やはり動物の看護師よりは人の看護師の方が法律上できる範囲が広がっているとまとめられます。

もう1つ、今回、期日前に配られたアンケートなどを見ていて思いましたが、現在、看護師をやっている方が、資格を取りたくないという理由として、責任だけが重くなる気がして躊躇するという意見があり、そこについて考えました。それも人看護師の場合との違いを1点だけお話しておく、医療過誤などで刑事責任を問われるのではないかというような恐れがあるのだと思いますが、人看護師の方は、うっかりミスをしてしまった場合、業務上過失致死傷罪に問われますが、動物看護師の場合は、過失犯というものがないので、動物看護師の場合は、そのような刑事責任を問われる恐れはないというところで、ハードルは高くない、そんなに緊張をしなくても良いのかなと思いました。

○西村座長

ありがとうございます。刑事責任はないけれども、民事的な責任はあるのでしょうか。

○浅野委員

もちろんです。民事責任は同じようにあります。刑事責任は、愛護動物を殺傷したとか器物損壊罪には過失犯がないというだけで、看護師ではないのに看護師だと言った場合とか、そういう刑事責任はもちろんあります。

○西村座長

ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。

○境委員

日本獣医師会の境でございます。今日の机上配付資料に1枚紙の表をお配りしていますが、これを御覧いただければと思います。これは、動物看護職協会の方で御検討された認定動物看護師地位向上推進協議会での検討をもとに、日本獣医師会の小動物臨床委員会で検討をして、昨年、令和元年6月に取りまとめたものでございます。

この表の1番上にA,B,Cと3つに分かれておりまして、A：獣医療補助者の一般業務と書いてありますが、いわゆる愛玩動物看護師以外の一般スタッフの方ができる業務です。Bが愛玩動物看護師が獣医師の指示のもとにできる業務で、Cが獣医師のみが行う診療行為ということで、分けております。端的に言えば、この中でAの業務をできるだけ確保していただいて、一般スタッフが実施できる業務を確保していただきたいというのが1つでございます。それからBのところですが、これは獣医師が行う診療行為を、獣医師の指示のもとに実施しますが、このBのところに記載されておりますのは、看護職協会で調査された動物の臨床現場で現に実施されているものがある程度包含されるようなことで記載をしております。

ということは、現在、獣医師法を厳密に運用すれば、診療行為を行っているということで違法行為に該当するわけですが、今回の愛玩動物看護師法が制定されたことによって、これを合法的にさせていただきたいということでございます。その際には、現に実施されているものは、合法でできるように加えていただきたいということと、Cの部分の可能な範囲内で、Bで実施できるようにしていただきたいということでございます。

先ほど、中元補佐から御説明があった参考資料1の人の医療の方での看護師の業務範囲が、診療の補助の範囲が書かれていましたが、例えば、その外にあります診療放射線技師や助産師の部分は看護師の業務になっておりませんが、獣医療においては、この部分も一部できるようにできないか、御検討をいただきたいということでございます。

この中で、上から3つ目の薬室業務のところ、薬剤量の計算という項目がございます。これは、先ほど中元補佐の説明にありましたが、薬剤師法で業としての調剤行為は薬剤師に限定されておりますが、獣医師が自己の処方箋において自ら調剤する場合は除かれているということですので、恐らくその調剤行為を獣医師が指示を行って愛玩動物看護師に行わせることは、法的にはできないのではないかと考えておりますので、ここで計算というふうに書いているのは、調剤行為には当たらないという前提で書いております。

それから、一番下の欄外に [] で示した業務は、診療行為には該当しないが、愛玩動物看護師が実施することが望ましい業務と書いております。愛玩動物看護師が実施することが望ましいのですが、Aの一般スタッフもできる行為として書いているということでございますので、その点もAを広く捉えてほしいという趣旨で書いております。

今回、愛玩動物看護師法ができましたのは、現状において、獣医師法だけしかない状況では、看護師がやはり診療行為を一部行っているという現実を合法的な扱いにさせていただくということが、法目的の1つだろうと考えますし、結果的に、獣医師と愛玩動物看護師の役割分担と連携によって、高度な獣医療の診療業務を提供するという観点からは、その辺をしっかりと連携しながら、役割分担のもとに法運用させていただくというのが、法目的に沿っているのではないかと考えております。

○西村座長

ありがとうございます。農林水産省に確認ですが、先ほど診療放射線技師の放射線の部分と調剤の部分ですが、これは獣医師法以外のところできちんと規定されているところなのでしょうか。

○農林水産省（中元）

御説明すると、診療放射線技師の独占業務につきましては、診療放射線技師法の規定でございます。薬剤師の調剤につきましては、薬剤師法の規定でございます。

○西村座長

ということは、その点について、できるようにするとか、しないとかというのは、ここで議論する必要はないということですよ。法律で決まっているので。

○農林水産省（中元）

その通りです。

○西村座長

それに従うしかないということですね。

○境委員

先ほど、薬剤師法は調剤行為は看護師はできないと申し上げたのは、この薬剤師法19条での規定があり、本来、調剤は薬剤師の専管業務であり、獣医師が自らの処方箋で行う場合は例外とされている。それを、さらに愛玩動物看護師に指示して行わせることはできないというふうに解釈されるのではないかと申し上げたわけです。

ただ、診療放射線技師法では、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照

射することを業とする者となっておりますので、獣医療の方には適用されていないというふうに私は考えております。こういった部分も安全性を確保した上で、獣医師がきちんと指示すれば一部できるようになるのではないかとということで、医療の方では国家資格が幾つもありますが、かなりの部分は愛玩動物看護師の方に、獣医師の指示の下に診療補助行為として行わせることはできるのではないかと御検討いただきたいという趣旨でございます。

○西村座長

農林水産省、その点はどうでしょうか。

○農林水産省（郷）

どうもありがとうございます。まさに、これは法令で、愛玩動物看護師法の世界で決まっている内容でございます。例えば、薬剤師法の適用除外を仮に得るのであれば、そこに書いてなければ、適用除外を得られませんので、境副会長がおっしゃっている通りで、どこまでであれば読めるのかということをも明示的に書かなければいけないと。薬剤師法の第 19 条には、薬剤師でない者は、販売または需要の目的で調剤してはならないと明確に書いてあった上で、ただし、獣医師が自己の処方箋により自ら、自らと書いてありますが、自ら調剤する場合はこの限りではないと書いてありますので、その言葉の範囲内で、どの程度愛玩動物看護師の方に御活躍いただけるのか詰めていくことになろうかと思っております。

他方、診療放射線技師の話につきましては、正直に申し上げまして、私はこの段階で詳細な条文が手元にはございません。改めてしっかり確認をした上で、どこまで読めるのか。あるいは、他省との関係も正直ございますので、他省とも相談をしながら、どのような対応が可能なのか、今後案として事務的に検討させていただければと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。その点はクリアにして、また議論を進めれば良いと思います。放射線に関しては、獣医療に関しては、放射線管理に問題がかなりあると指摘を受けている最中のようなので、ここはかなり慎重に進めないと、逆に獣医療で放射線を使わせないということになると大変なことになってしまうので、そこは注意が必要かなと思っております。

○川田委員

意見提出でも出させていただきましたが、具体的な話で申し訳ないですが、今年の愛玩動物看護師法と並んで、マイクロチップの義務化、法制化が国会を通っています。

私が見させていただく資料の中で、先ほどの境先生からの資料でもそうですが、動物看護師にマイクロチップの挿入を技術的に行わせても良いのではないかと、あるいは、それも今回の国家資格化の職域の範囲として入れても良いのではないかとということが、ある意味で語られているというか、ほぼよく出てくるようですが、正直に言って、僕はマイクロチップの

挿入は難しいと思っています。臨床で現場に出ている、非常に針が太くて、場合によっては、動物に対して大きな障害を与えてしまいます。例えば、今日、小高さんに持ってきていただいているが、恐らくマイクロチップ自体ではなく、マイクロチップの針を御覧になったら、相当トレーニングをつまないと打てないと思います。

マイクロチップの義務化も、看護師の法制化とほぼ同時ぐらいに義務化されるのではないかと考えています。そういったことを含めて、もちろん適正な飼養管理に関しても看護師の職域に入れば良いと思っていますが、現場の人間としては、トラブルが起こりそうなこと、しかも日程が決まっているものに関しては、早めに議論していただいた方が良いのではないかと考えています。

○西村座長

ありがとうございます。診療の現場の立場から言うと、いろいろと理想論だけではないというところですか。僕もマイクロチップはレントゲンでしか見たことがなく、針を見たことがないので、今日見させていただいてありがたいです。こういうところも、安全性をまず考えないと、外部からは一体何をやっているのかということになりますので、そこはしっかり考えていただきたい点です。他に御意見ございますでしょうか。

○佐伯委員

日本小動物獣医師会の佐伯です。当会も臨床獣医師を多く抱えている会でございますので、意見としましては、やはり慎重な意見です。安全というところで、何かあっては困るところが第一です。特に異物を入れることに関しては、慎重に議論をしていただきたい。採材については、一定の技術レベルは必要ですが、柔軟には考えますというところが、大きなスタンスにはなります。

特に、今回の法律は、先ほども申し上げましたが、非常に性急に進んでいる中で、臨床現場には十分な情報が行っていないというところで、これが施行されていく中でどのような混乱が起こるのかという大きな不安を抱えている中で、せめて段階的に考えていただくということが賢明であろうという意見です。

○水越委員

日本獣医生命科学大学の水越と申します。獣医療の中での役割で、獣医師しかできないことは簡単に決まるとは思いますが、動物看護師だけができることの範囲が難しいのかと思います。意見にも書かせていただきましたが、初期においては、受験対象者は、現任者もいるし、本学で学ぶような学生もいます。教育されてきたことが異なる受験生が混在している状況です。ですので、佐伯先生の意見と似ていますが、段階的にできること、業務独占は5年毎に見直しをすとか、現任者の受験者がほぼ終わった状態、新しい教育体制で最初から最後まで学習した学生が卒業する時点で見直しが必要があるのではないのでしょうか。

獣医療も高度化していますので、やることもどんどん変わってきていると思います。また先ほどからの御意見でも出ているように、安全性を考えると、いきなり幅広くやるのは、かなり安全性が危惧されると思います。そこで何か事故等が多発すれば、だめということになりかねないので、段階的に広げるやり方が望ましいと考えます。川田先生の意見と同様にマイクロチップの装着には技術が必要と思っています。挿入だけでなく、部位によっては飛び出てくるなどの問題が後から出てくる可能性がありますので、慎重にすべきだと思っています。

○西村座長

ありがとうございます。浅野先生の御意見にも、例えば5年ごとに見直しをするというような仕組みを作れないかというものがありませんでしたが、法律には書いてはありませんが、そういうことはできるのでしょうか。

○環境省（小高）

おっしゃる通り、他の法律を見ると、法律の附則のところに、本来5年ごとの見直しを規定するということがあります。しかし、この愛玩動物看護師法については、附則では規定されておられません。代わりに、第1回の検討会で御説明した附帯決議の方には、5年ごとの見直しについての考慮を求める決議がございますので、例えばその決議を踏まえて、5年という目処で一定程度この制度を施行状況の調査をするといったプロセスをはさむことは現実的には可能だと思います。

○加隈委員

獣医の先生方にお聞きしたいのですが、実際にどなたでも獣医師の資格を持っていれば、誰でも注射ができるというわけでは技術的にはないと思うので、新しい方が入って来た時に、この人に行わせて良いのかどうかという見極めを院長の先生が行うというケースもあると思います。そうしますと、それを同じように動物看護師の方にもこの人に行わせて大丈夫かどうかを確認するというのであれば、同じような部分で、もちろん移行措置があつて良いとは思いますが、将来的にでも含めて、こういう行為はできた方が良く整理をするということは行っても良いと思いましたが、それは実際に難しいことでしょうか。

○西村座長

獣医療でも、いきなり新卒の方がいろいろと行うわけではなくて、例えば、静脈穿刺であれば、麻酔をかけた動物にまず行わせてみたいという形で始めて、だんだんスキルアップしていったという感じになると思います。静脈穿刺がこれに入るか分かりませんが、そういう場合には、そういうスキルアップがあると思いますし、私が希望するのは、いろいろな学会等が看護師向けにもそういうビデオを使った技術的なラボを積極的に行っていただいて、そういうことを獣医療全体でサポートしてほしいなと思っています。やってくれるかどうかは

分かりませんが、お願いはできるのではないかと思います。他に御意見ございますでしょうか。

○松永委員

科学ライターの松永でございます。境先生や獣医師の先生方のお話をお聞きして、大変な業務をしておられるのだなということは、よく分かりました。その上で、一般の飼い主、一般の感覚から言うと、やはり安全第一でやっていただきたい。先生方も大変な御苦勞をされて、時間も割いていろいろなことをされていることは十分に分かるのですが、今まで獣医師が行ってこられたことを、法律で整理したから、次からは看護師が行いますと言われても、社会が納得するということが、なかなか難しいものがあります。

社会が愛玩動物看護師にどういう役割があり、何をしてくださるのか、どのように獣医師との役割を分担し、一緒にやりながらチーム獣医療を行っていくかということ、社会が何となく感じとって、理解していくには少し時間が必要ではないかなと思います。

そういう意味では、私の資料でロードマップと書きましたが、将来的にはここまで行っていただきたい、飼い主も期待をするという姿があり、そこに移行していく、こういうスキームで、こういう順序で見直していき、最終的にはここに到達しますときちんと提示した上で、少しずつ移行していく。やれることを少しずつ増やしていくというやり方が、安全を守るという意味でも確実ですし、社会の理解を得られます。社会の信頼を得られるということはとても大事だと思います。チーム獣医療の信頼をどのように得ていくかというところでは、そういう流れを作っていただけると良いかなと思います。

○水越委員

先ほど指針の見直しができないかと申し上げましたが、業務が決まればそれに対してカリキュラムを組むことになります。例えば、看護師もマイクロチップ挿入が可能ということになれば、マイクロチップを挿入する実習等が必要になってくると思います。今の段階で皮下注射等、採材等を教育されている看護師は少ないでしょうし、全く教育されていない看護師にそれがオクケーになってしまっているのでしょうか。講習会をやることになっていますが、そうすると講習会に必ず実習を含むことになるとは思います。それを講習会で全員に教育できるかという問題が出てくるとは思います。

ですから、この求められる役割等というのは、何を養成機関で教育するのかに非常に大きく関わってくると思います。ですので、その後のことを鑑みて役割を考えるといいのではないかと思います。

○西村座長

ありがとうございます。その点も講習会やカリキュラムの中で本当にできるのかということ、きちんとして考えた上で、決めていく必要があると思います。

○横田委員

境先生の方から提出された表の A, B, C ですが、基本的には B のところは、愛玩動物看護師の診療補助の業務として独占になるという考え方で良いかなと思います。獣医師と愛玩動物看護師のみができる。ただ、A のところは、獣医療補助者の一般業務とタイトルにはなっておりますが、ここの部分で大きく愛玩動物看護師が担う看護の業務が入っております。看護の部分は業務独占がかかっておりませんが、愛玩動物看護師が担った方が良いとか、一般的に有資格でない者が担って良いという認識が、経過措置後もずっと続くのかということと、ここを少し整理していただきたいと思っています。

次回もありますので、その点を一言だけ誤解のないようにお話をさせていただきました。

○西村座長

分かりました。ありがとうございます。それでは、3-3に入りたいと思いますが、その前に一言だけ。議論の中で、今まで看護師が行ってきたので、それはやるべきだという意見は忘れていただいた方が良くと思います。というのは、獣医師法で違反なのか、そうではないのかというところの議論がありますので、そこを認めるということになると、獣医師法が何のためにあるのかということになります。そこは一旦忘れていただいて、新しい制度を作るという考え方で議論をお願いしたいと思います。

それでは、資料3-3について、環境省から御説明お願いいたします。

○事務局（小高）

資料3-3について、簡単に御説明いたします。項目として、全般だったり、講習会だったり、小さなタイトルを付けておりますので、順に御説明いたします。

まず、資料3-3は、「制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇についての留意事項について」でございます。全般のところですが、1ポツ目の社会的信頼性の確保のために、カリキュラムのレベルを下げるべきではないという御意見や、2ポツ目の動物病院経営に支障が出ないように配慮が必要であることといった御意見がございました。

下の方に行きまして、農林水産省や環境省の役割分担を明確にすべきということや、5年ごとの見直しプロセスは、先ほども御議論に出た通りでございます。また、情報発信の必要性や、あるべき姿、ロードマップ、これについては先ほど松永委員に御説明いただいた内容でございますが、こういった意見が全般事項として出ております。

講習会・予備試験の実施体制ですが、大きなところでは、コロナウイルスの感染症対応や、地方在住者や勤務しながら資格取得を目指す方への対応として、時間的、経済的制約への配慮が必要であること、それには、会場の数や実施回数、また、オンラインやEラーニング活用などが考えられるのではないかと御意見をいただいております。

次の、認定動物看護師有資格者等への配慮についてのところは、今、現に認定動物看護師

の有資格者が2万5,000人ほどいますが、そうした方や動物看護の教員の方、知識と技能が備わっていると担保されているようであれば、一部免除や、優遇措置の仕組みがあることが望ましいという御意見をいただいております。

既卒者・在学者の特例措置や、現任者の特例措置のところは、これまで出てきた議論と重なるので省略します。実務経験のところですが、今後、実務経験の換算方法や証明方法はこれからワーキングチームで御議論いただきますが、具体的な換算方法の考え方や証明方法の配慮事項ということで、御意見を2ついただいております。

次に、処遇についてですが、職務範囲の拡大によって顧客満足度を上げるという観点を持つことが重要だという御意見をいただいております。それには、働き手である動物看護師側からも労務管理や企業法令遵守などの、企業活動を行う側の視点や知識についても、有資格者は理解しておく必要があるのではないかという御意見をいただいております。給与体系の話や、先ほども御議論として出てきました訪問介護についても検討すべきという御意見をいただいております。

最後に、国家資格取得後の対応ですが、常に技術が高度化していくということで、新しい手技や実技についての最新情報が得られるように、研修制度を設ける必要があるのではないかという御意見をいただいております。3-3についての御説明は以上です。

○西村座長

時間が過ぎてしまいましたが、幾つか重要なところが残っておりますので、少し時間を延長して、進めさせていただきます。

今の資料3-3について、御質問や御意見等はございますでしょうか。処遇に関しては、ここで議論しても決められることではないと思いますが、ぜひ雇う側の団体の方には看護師の処遇改善について、少し真剣に考えていただきたいと。今日配っていただいた資料、レポートを見ますと、看護師は相当きついと思います。

○川田委員

3-3に関してですが、最初の発言でも少しお話させていただき、この愛玩動物看護師というものを最終的に皆さんがどのような目標設定をされているのか。あるいは、この委員会でどのような最終的な目標設定にするのかを決めていただきたいと思います。この会議に参加されている方の恐らく大半は、愛玩動物看護師法の意義、飼養管理や診療補助についてよく理解されていると思いますが、私を含めて、WEBでこういった内容を初めて聞かれた方の中には、この会議は何を目的としているのかが、少し分かりづらい印象があります。

というのは、1つは、現職の動物看護師に、ほぼ全てに国家資格を取らせるというような方向性を持っていくのか、それともより多くの職能技能を与えて、数は少ないけれども、非常にサラリーが高い、あるいは、あるいは安定した就職ができるような人を育てるのかとい

うのが、分かりません。

前回の太田先生の話にもありましたし、私自身も、行為をしている動物看護師が、皆国家資格を取りたいと言えば、協力したいと思っていますし、様々な職能を与えてあげたいと思います。また、前回横田さんがおっしゃったように、動物看護師の給与も高く上げてあげたい。でも、内容が全く伴わないのに給与だけ上げることもできませんし、職能で洗練された技術者としての動物看護師というものを、私自身は個人的にはもっと増えてくれれば嬉しいと思っています。また、飼養管理をすることで、動物病院以外に看護師の就職先が増えていくだろうと思いますが、それぞれが要求される技術水準やトレーニング水準が違います。それを決めるためのこの集まりだと思いますが、ワーキングチームもこれから発足するということですので、できればそこを決めていただければ、意見も言いやすいと思っています。

○西村座長

他にございますでしょうか。

○境委員

日本獣医師会の境でございます。愛玩動物看護師の雇用と処遇改善は、我々獣医師会に課された大きな課題だと考えております。ただ、今、川田委員からも御指摘があったように、処遇改善を図るためには、愛玩動物看護師という新たな資格者が活躍されて、願わくば病院の収益の向上に繋がるということをやはり考えていかなければならないと思っています。そういった意味では、ここに書いてあります動物病院の収益に貢献してこそという観点から、訪問介護についても検討すべきだと。先ほど役割のところでも申し上げましたが、動物病院での診療に限らず、やはり地域全体を包括的にケアするサービスが、新たな愛玩動物看護師の活躍の場として検討して、進めていく余地があるのではないかと考えております。

そのためには、獣医師の指示のあり方はスキップしましたが、浅野委員の御指摘にもありましたし、あるいは、医療の方で実施されている包括的指示というやり方もあるのではないかなと思っています。

先ほど、中元補佐からは、獣医師法 18 条の規定により無診察処方できないということもありましたが、包括的指示をすることによって、例えば、その場に獣医師がいなくても、一定の診療補助行為も伴って、看護や適正飼養の指導もできるという形に訪問介護の場では持っていく必要があると思っていますし、また、保健師助産師看護師法の中には、臨時応急手当には医師の指示がなくても良いとなっておりますが、愛玩動物看護師法にはその規定がありません。そういったものを運用上実施するためには、包括的指示といったところで、緊急事態には、やはり見ているだけで、獣医師の指示がなくてできないからやらないというわけにはいきませんので、その点の実態に応じた運用も必要かと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。

○浅野委員

弁護士の浅野明子です。今の指示のところですが、原則は個別具体的な指示が必要ということになり、ただ、病院の規模によっては、大病院で、個別の患畜に対して、ここまで看護師が行って良いという包括的指示事項が決められるということがあると思います。そういう場合は、指示しない場合は、逆に獣医師の方で指示しない、外すよということがあると思います。ただ、原則は、もちろん個別具体的な指示が必要です。

あと、緊急の場合は、確かに考えなければならないので、緊急の応急措置がどこまでできるのかという議論もここでする必要があると考えています。

○西村座長

ありがとうございます。緊急の場合は、医療法の場合でも別枠のところがあるようです。

済みません。途中飛ばしてしまい、資料3-2(2)以降を、まだ説明してもらってなかったもので、農林水産省から説明お願いいたします。

○農林水産省(中元)

資料3-2に戻っていただき、(2)愛玩動物の衛生管理等の取扱い(国家資格取得者とそれ以外の者との役割分担)のところを御説明させていただきます。

前回、衛生管理の話が出まして、こちらから役割分担について構成員の先生方に問いかけをいたしました。それを整理したのですが、ここにつきましても2つに大きく意見が分かれています。そこにあります通り、国家資格取得者のみが実施できる行為をできるだけ幅広くという御意見と、国家資格取得者のみができる行為、下の方には独占業務と書いておりますが、これは限定的にすべきという、2つの意見に分かれていましたので、書き分けをしております。

前者の意見を要約しますと、入院動物の世話や院内の衛生管理などは、専門性を要求されるので、国家資格取得者が行うべきだという御意見が出ております。後者の意見としましては、合理的な役割分担が無資格者と国家資格取得者でできるように、無資格者が実施できる範囲もある程度確保すべきという御意見もあります。さらに、その間に意見になりますが、国家資格取得者の独占業務にはしないけれども、しっかりとカリキュラムに組み込んで勉強して、国家資格取得者は必要な専門知識とスキルを備えるべき。そういったグループ分けができるのではないかとということでございます。

その他として、業務の独占行為をガイドラインなどで明示してはどうかや、細かく規定すると業務範囲が制限される恐れがあるので、望ましくないのではないかと意見をいただいております。

(3)まで続けて御説明させていただきます。獣医師の指示のあり方につきましては、幾つか御意見をいただいております。1ポツ目にありますように不測の事態が起きた際には、獣医師の対応が必要になるため、必ず獣医師の監督の下に実施すべきだという御意見がある一方、2ポツ目には、獣医師が過去に診察したことがある動物については、オンライン等で診断が可能な場合は、電話での指示も可能とすべきという御意見もございます。あと、先ほど出ました応急措置についても、獣医師の指示がない場合であっても可能とする必要があるのではないかという御意見をいただいております。

○西村座長

済みません。このところを飛ばしておりました。この点についても、御意見や御質問等をいただければと思います。

○浅野委員

弁護士の浅野です。前回、水越委員から訪問看護を独立開業できるのかという話があったと思いますが、ここはすごく難しいだろうとっていて、指示のあり方ということで、現場の分かっている先生方にも考えていただきたいのですが、独立開業している場合、指示の下という上下関係にあるわけではありません。ですから、協力獣医師がいたとしても、それはあくまで助言であり、それを指示と言えるのかということが難しいです。

そうすると、独立開業して、訪問看護をするような場合は独占業務ができないのかとか、できるとすると、その時に協力獣医師に指示を仰いだ時に、それを指示と言えるのか。助言と指示はどう違うのか。その辺があって、独立開業している看護師がどのぐらいいるのかが、私は分かりませんが、具体的にイメージして、どれができて、どれができないということを整理しながら、イメージしながら考える必要があるかなと思います。

○西村座長

なるほど、わかりました。先ほどの包括的指示というのは、具体的にマニュアルのようなものを作って行えば良いということでしょうか。

○浅野委員

そうですね。私がイメージしたのは、大きな病院で、その患畜がいて、チームが組まれて、治療が続けられている時に、1つ1つ、毎回、1日おきなど、入院している患畜に対して、いちいち個別具体的な指示を出すかということ、それは現実的ではないと思います。その場合は、チーム医療としてのカルテや計画書を作り、その中でここはこの看護師が行って良いとか、そういうことを書いておくことが包括的指示と私はイメージしております。

○西村座長

なるほど、ありがとうございます。他に御意見や御質問がございますでしょうか。

○佐伯委員

衛生管理等の取り扱いのところで、国家資格取得者のみが実施できる行為については、現状から考えますと、当初は資格を有している人は圧倒的に少ないという現状があると思います。その中で現場に従事している立場としては、そこがあまり広がってしまうと、例えば、入院させることができなくなってしまうとか、手術をすることができなくなってしまうという、大げさに言うとそういう危惧を抱いている開業獣医師がたくさんいるという現状があります。そのため、この部分は慎重に検討していただきたい。

国家資格を有する技術や知識がある取得者が十分に増えていけば、変わっていくと思いますが、現実には、当初にはそういった者が少ない中で、中小の病院では雇用することが難しく、そういう事態になる可能性があります。そこを十分に御配慮いただきたいと思います。指示の部分では、慎重に考えている部分がありまして、看護師ができることがひとり歩きしてしまいますと、様々なところで看護師だけが獣医療行為を行っていくことになりかねないという危惧を抱いておりますので、そこを十分に討議いただきたいという希望です。

○西村座長

ありがとうございました。

○横田委員

現任の動物看護師は、長い間各種民間資格などがあり、学習や資格の取得、費用の面でも大変苦しんできました。この資格制度に対し、業界として、民間資格ではありますが、認定動物看護師というものを全国統一資格として作り、現状もう2万5,000人という人数に達しております。

ですから、認定動物看護師は民間資格ではありますが、実務経験等で受験できるものに対しても大きく講習会や予備試験に対して、大きな軽減をしていただきたいと思っておりますし、その者たちがスムーズに国家資格を取得できれば、その方が動物医療の現場が混乱にならないのではないかと考えております。

また、経過措置が終わり、毎年現在のように2,000人程度の新規有資格者が輩出されていけば、現任者の離職率が改善されれば、愛玩動物看護師は充足されていくものであると考えております。ペット数の推移などから考えましても、安易な他の民間資格というものを検討するのではなく、きちんと愛玩動物看護師の制度の中で、安全で信頼されるチーム獣医療をお願いしたいと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。大分時間が過ぎてしまいましたので、様々な御意見を頂きました

が、次回の検討会までに事務局で意見を整理しまして、カリキュラム策定に向けた基本的な考え方を策定いただこうと思います。それでよろしいでしょうか。今日は基本的な原則は大分確認ができたのかなと思います。ありがとうございます。それでは、事務局の方で作業いただき、次回また、皆様の御意見を頂戴したいと思います。

先ほど、ワーキングチームで議論という話が出ましたが、ワーキングチームのお仕事は、ここに書いてあるお仕事ですので、そこは誤解がないようお願いいたします。3回目までに決めて、ワーキングチームは履修すべき科目などを決めるということです。その点は誤解なきようお願いいたします。

議事（3）その他

○西村座長

議事（3）その他にいきます。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（小高）

環境省でございます。参考資料2の御説明を簡単にさせていただきます。第1回の検討会の時に、東海林委員からいただいた宿題について、こちらで調べた結果です。

第1回の検討会で頂いた宿題としては、大学で学ぶ単位のうち、一定単位についてはオンラインで実施が可能とされており、オンライン授業についての需要や対応可能な範囲をまとめてほしいという内容でございました。

大学と専修学校の既存の規定と、今回新型コロナウイルス感染症に対する対応を調べました。資料表面には、設置基準を書いています。大学設置基準というのが昭和31年にありまして、赤字のような規定がありました。平成11年に通知が出ておりまして、ここでは遠隔授業と定義付けられておりますが、遠隔授業により修得することができる単位数の上限として60単位を超えない範囲としたとなっております。

下の2ページ目に、専修学校設置基準がございまして、大体構造は同じですが、専修学校については、昼間の学科が800単位、夜間が450単位と目安が決められております。そちらについて、専修学校の課程に必要な総授業実数のうち4分の3を超えないものとするという規定が設置基準にございました。

めくっていただき、裏にいきますと、大学及び専修学校それぞれのコロナ感染症への対応がございまして、大学については、3ページ目②にございます通り、60単位の上限に算入する必要はないということで、弾力的な運用を今回のコロナでは行っている通知が出されております。専修学校についても同様でございまして、4ページにある通りでございまして、総授業数の4分の3というところに算入する必要はない。つまり、弾力的な運用をして差し支えないという通知が出ております。

文部科学省に今後の対応について問い合わせたところ、今回のコロナ対応を踏まえて、継続的にこうした弾力的な運用が成されるか否かは、今後の情勢を見て考えていくというこ

とでしたので、こちらについては文部科学省の対応を見ながら、こちらでも考えていくということになると思います。参考資料2については、以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。東海林委員これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。その他は大丈夫でしょうか。それでは、大分時間が過ぎてしまい、申し訳ございませんでしたが、本日の議事は以上になります。最後に何か全体を通じてあれば。

○近江委員

診療の補助の範囲は、具体的なところは次の委員会で議論されるのでしょうか。恐らく皆さんそこが、認定動物看護師から国家資格化になり、大勢の方の努力で資格化されて、一体どのような業務ができるようになるかに非常に注目されているかと思います。今のところは方針ということで狭いところから始めるのか、境先生がおっしゃるような大きなできるところ、大学としてもなるべく範囲は広くと思っています。その一方で、安全性というものもあるわけですが、その辺りはどのような議論の進め方になるのでしょうか。あまり細かく決めずに、大きく概念的なところでワーキングチームに渡すのでしょうか。

○西村座長

ワーキングチームではその点は議論をしません。それを受けて、カリキュラムを作るという形になりますので、次回、具体的な案が提出されるという流れです。そこで議論していたき、そこで決めないと、次のワーキングチームにいけないということになります。

それでは、本当に遅くなり申し訳ありませんでした。事務局にお返しいたします。

○環境省（尾崎）

長時間の御議論、どうもありがとうございました。次回の検討会の日程は、10月19日月曜日、15時から17時を予定しております。

以上を持ちまして、本日の検討会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上